

公営施設使用の個人演説会について福岡市選挙管理委員会の指定する施設

区名	施設名	所在地
博多区 (1/2)	堅粕人権のまちづくり館	博多区堅粕1丁目23番1号
	堅粕団地人権のまちづくり館	博多区吉塚8丁目6番16号
	上牟田県営住宅集会所	博多区上牟田3丁目2番1号
	千代人権のまちづくり館	博多区千代3丁目49番13号
	千代市営住宅集会所	博多区千代5丁目12番
	月隈市営住宅第2集会所	博多区東月隈4丁目3番
	月隈県営住宅集会所	博多区浦田1丁目4番
	福岡市立月隈会館	博多区月隈6丁目23番17号
	東領県営住宅集会所	博多区博多駅前4丁目22番
	福岡市立席田会館	博多区東平尾2丁目20番1号
	大井市営住宅集会所	博多区大井2丁目11番
	板付県営住宅集会所	博多区板付3丁目19番
	板付南市営住宅5棟前集会所	博多区板付7丁目1-1
	板付南市営住宅3棟横集会所	博多区板付4丁目13-1
	月隈東市営住宅集会所	博多区東月隈4丁目15番
	福岡市立東吉塚会館	博多区吉塚本町10番24号
	板付市営住宅7・8棟集会所	博多区板付3丁目9番
	美和市営住宅集会所	博多区千代5丁目5番
	博多千代市営住宅1棟集会所	博多区千代3丁目35番
	博多千代市営住宅2棟集会所	博多区千代3丁目51番
	福岡市立吉塚会館	博多区吉塚5丁目15番3号
	福岡市立板付会館	博多区麦野1丁目1番5号
	福岡市立那珂南会館	博多区光丘町1丁目2番1号
	吉塚市営住宅集会所	博多区吉塚7丁目7番
	福岡市立東光会館	博多区東光2丁目20番10号
	福岡市立東月隈会館	博多区浦田1丁目20番1号
	千代田市営住宅集会所	博多区千代3丁目45番
	東比恵市営住宅集会所	博多区東比恵4丁目8番
	那珂東市営住宅集会所	博多区那珂4丁目17番
	新和町市営住宅集会所	博多区新和町1丁目9番
	ニュー堅粕市営住宅5・6棟集会所	博多区堅粕1丁目1番
	板付北会館	博多区板付2丁目13-25
	那珂会館	博多区東那珂1丁目13番9号
	板付県営住宅第7集会所	博多区板付3丁目21番
	那珂第1市営住宅集会所	博多区那珂3丁目19番
	三筑会館	博多区諸岡6丁目31-31
	小林町第1市営住宅集会所	博多区博多駅南4丁目25番
	那珂南市営住宅2棟集会所	博多区那珂4丁目25番
	那珂南市営住宅1棟集会所	博多区那珂4丁目25番
	千代東市営住宅集会所	博多区千代5丁目6番
	新博多市営住宅集会所	博多区千代3丁目18番
	東浜市営住宅集会所	博多区千代6丁目5番
	ニュー堅粕市営住宅7棟集会所	博多区堅粕2丁目20番
	ニュー堅粕市営住宅8棟集会所	博多区堅粕2丁目20番
	ニュー堅粕市営住宅9棟集会所	博多区堅粕3丁目8番
	六高人権のまちづくり館	博多区吉塚7丁目10番8号
	千代1丁目市営住宅集会所	博多区千代1丁目26番1号

公営施設使用の個人演説会について福岡市選挙管理委員会の指定する施設

区名	施設名	所在地
博多区 (2/2)	福岡市立弥生会館	博多区諸岡 1 丁目 1 8 番 1 1 号
	吉塚 1 丁目市営住宅集会所	博多区吉塚 1 丁目 2 番
	福岡市営諸岡住宅集会所	博多区諸岡 5 丁目 1 6 番
	市営月隈住宅集会所	博多区東月隈 4 丁目 6 番
	市営新和町 1 丁目住宅集会所	博多区新和町 1 丁目 2 番
	市営小林町第 2 住宅集会所	博多区博多駅南 4 丁目 1 0 番
	市営千代大学通住宅集会所	博多区千代 3 丁目 6 番
	福岡市博多南地域交流センター	博多区南本町 2 丁目 3 番 1 号
	吉塚西市営住宅集会所	博多区吉塚 1 丁目 8 番
	市営月隈住宅集会所	博多区東月隈 4 丁目 5 番
	市立大井集会所	博多区大井 2 丁目 1 0 番 1 5 号
	市立下月隈旭集会所	博多区月隈 3 丁目 4 2 番 1 2 号
	市立隅田集会所	博多区西月隈 5 丁目 1 5 番 1 9 号
	福岡市営六高住宅集会所	博多区吉塚 7 丁目 1 0 番
	市営千代パピヨン住宅集会所	博多区千代 1 丁目 1 番
	市営大博リバーサイド住宅集会所	博多区大博町 1 0 番
	市営吉塚八丁目住宅集会所	博多区吉塚 8 丁目 6 番
	市営西春町住宅集会所	博多区西春町 1 丁目 1 番
	福岡市立博多市民センター	博多区山王 1 丁目 1 3 番 1 0 号
	市営板付住宅 10 棟集会所	博多区板付 3 丁目 10 番
	市営ニュー堅粕住宅 3 棟集会所	博多区堅粕 2 丁目 13 番

- * 個人演説会を開催することができる公営施設のうち、福岡市選挙管理委員会が指定した施設の一覧です。
- * 上記以外の公営施設（学校・公民館・公会堂）でも開催できます。また、民間施設でも個人演説会ができます。
- * 公営施設を使用する場合は、開催の 2 日前までに区選挙管理委員会への申出が必要です。
- * 民間施設を使用する場合は、直接施設へお申込みください。